

令和6年度 玉川中学校 生活のきまり

ときがわ町立玉川中学校 生徒指導部

1. 登下校など

- (1) 8時25分までに登校し、席に着く。(8時25分から朝読書開始)。
- (2) 登校後は校外に出ない。何らかの理由で早退や通院等での中抜けをする場合には、事前に保護者が担任に連絡し、許可を得る。
- (3) 欠席や遅刻をする場合は、必ず学校へ届け出る。
- (4) 下校時刻を守る。
- (5) 指定された通学路を使用する。
- (6) 自転車通学者は、ヘルメット着用の上、「自転車通学について」を守る。
- (7) 午後の部活動に参加する際は、ジャージや体育着、ユニフォームで下校しても良い。

2. 服装など

(1) 制服

【夏】 (6月1日～9月30日)

- 《男子》 ①白の標準Yシャツ
②黒の標準ズボン
- 《女子》 ①白の標準Yシャツ
②紺の指定スカート
③紺の指定ベストの着用も可。

【冬】 (10月1日～5月31日)

- 《男子》 ①黒の標準学生服
②黒の標準ズボン
- 《女子》 ①紺の指定セーラー服
②紺の指定スカート

※期間については気候等によりこの限りではない。男子は黒いベルトを着用する。

(2) 防寒着

- ①防寒用にセーター、カーディガン、ベストの着用を認める。色は黒、紺、グレーの単色とする。制服やジャージの下に着用し、外から見えないように着用する。
- ②登下校時の防寒用にコート(黒、紺、グレー)やウインドブレーカーの着用を認める。ウインドブレーカーは部活動でそろえた物を原則とするが、諸事情により考慮する。手袋、マフラー、ネックウォーマー等については華美でないものを認める。防寒用の帽子、耳当ては認めない。
- ③防寒用にストッキングを着用する場合は、無地で肌色のものとし、くつ下を着用する。
- ④防寒用のインナーウェアの色は白とする。下着なので外から見えないデザインとする。

(3) 授業などの服装

- ①授業は制服、体育着どちらでも構わない。ただし、担当教師からの指示を優先し、きちんとした身だしなみで参加する。
- ②儀式的な行事や集会、テストなどは、原則として制服で参加する。
- ③清掃は体育着やジャージを着用して行う。

(4) 名札などについて

制服や、セーラー服、ベスト、Yシャツの左胸には指定の名札をつける。ジャージは左胸の所定の位置に名前の刺繍があること。体育着は記名欄に氏名を記入する。